

平成 30 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 30 年 6 月 27 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 10 時 34 分

議事日程

開会 平成30年 6 月27日 (水) 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 3 議案第 2 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理
に関する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町指定管理者の指定

日程第 6 議案第 5 号 町道路線の変更について

日程第 7 議案第 6 号 阿武町道路条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 平成30年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)

日程第 9 議案第 8 号 平成30年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)

日程第 10 議案第 9 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)

日程第 11 議案第 10 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
1 回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

| | |
|---------|-----------|
| 1 番 副議長 | 中 野 祥 太 郎 |
| 2 番 | 伊 藤 敬 久 |
| 3 番 | 市 原 旭 |
| 4 番 | 池 田 倫 拓 |
| 5 番 | 小 田 高 正 |
| 6 番 | 田 中 敏 雄 |
| 7 番 | 清 水 教 昭 |
| 8 番 議 長 | 末 若 憲 二 |

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

| | | | | |
|----------------|---|---|---|----|
| 町長 | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 副町長 (総務課長事務取扱) | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 教育長 | 小 | 田 | 武 | 之 |
| まちづくり推進課長 | 藤 | 村 | 憲 | 司 |
| 民生課長 | 梅 | 田 | | 晃 |
| 住民課長 | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 経済課長 | 野 | 原 | | 淳 |
| 施設課長 | 田 | 中 | 達 | 治 |
| 教育委員会事務局長 | 金 | 田 | 浩 | 祐 |
| 会計管理者 | 三 | 好 | 由 | 美子 |
| 福賀支所長 | 小 | 野 | 裕 | 史 |
| 宇田郷支所長 | 水 | 津 | 繁 | 斉 |

欠席参与 **なし**

事務局職員出席者

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 藤 | 田 | 康 | 志 |
| 議会書記 | 高 | 橋 | 仁 | 志 |

開会 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

議員の皆様には、平成 30 年第 3 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番、市原 旭君、4 番、池田倫拓君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 7 議案第 6 号

○議長 日程第 2、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてから、日程第 7、議案第 6 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 6 件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、6月21日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第6号の6件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果を、報告致します。

まず、議案第1号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についての審議に入りました。特に、質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。阿武町暮らし支援センターの、使用料金の高い低いはありますが、どの様に比較され設定をされましたか。の質疑がありました。

これに対し、会議室の比較になりますが町内の3地区にあり、午前・午後の600円、夜間800円の規定があります。これをみながら、暮らし支援センターについてはチャレンジの場として位置付けをしていますので、若干低くし、利用しやすい料金に設定をしました。

コワーキングスペースについては、いろいろな方が共同で使用することになります。類似の場として山口市の商店街に、県が作った「未来365」という施設があります。これの使用料金が、ひと月4,000円であります。これもチャレンジの場とみて、今回の設定参考にしました。との答弁がありました。

続いて、今の暮らし支援センターについては、稼働が火・木・土曜日になっていますが、これからの使用はどうなりますか。の質疑がありました。

これに対し、集落支援員において原則の稼働は火・木・土曜日で、9時から17時になっています。これ以外に必要ながあれば、職員が対応します。利用については、都度柔軟に対応致します。との答弁がありました。

議案第3号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例の審議に入りました。介護予防の施設としてやっていくことになると思いますが、今の段階でどんな事業をしていくのか、いつ頃分かりますか。の質疑がありました。これに対し、確実にこんな事業をやるという事は決定していま

ん。これから指定管理者が決定しまして、その指定管理者と相談をしながら、具体的な事業を詰めていきます。当然介護保険の適用という形になりますし、介護保険のお世話にならない為の予防拠点になります。介護保険の総合事業という、そういった枠組みの中で検討していくことになります。町の保健師についても 5 人おりますが、これを今度は各地区に最低でも、週一回は派遣をしていくことで、その地区でそういった介護予防活動「ワハハ活動」などをやっていますが、その辺にたずさわる形で重点的に接していきます。との答弁がありました。

続いて住民の皆様が使っていく感覚になるには、住民の声が反映されるような施設にすることが大切である。管理者と行政だけでこういった形にと決めるのではなく、住民の声が反映できるように、例えば話し合いの機会をもつことは、考えておられますか。の質疑がありました。

これに対し、こういった施設については「地域の住民の皆様方、利用者のご家族の方を含めた運営協議会の設立をしなければならない」と、いう事になっています。ですから、宇田郷ひだまりの里もそうですし、清光苑の施設についても同じであります。そういった形で地域の皆さんと一緒に運営協議会を立ち上げて、その中で皆さん方のご要望、ご意向を一緒に実現していけるような、そういった協議会をもって運営。地域の皆さん、利用される方に使いやすい施設運営を図っていくようになります。との答弁がありました。

議案第 4 号、阿武町指定管理者の指定の審議に入りました。特に、質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 5 号、町道路線の変更についてと、議案第 6 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例の一括の審議に入りました。県道が新しくできて、完成した 7 月に落成式をやるとのことですが、県道が新しくできたら元の県道が町道に移管するということは、すでに決まっていることなのですか。との質疑があり

ました。

これに対し、県道は新しくなり、旧県道は残るわけですが、これについて町の方へ移管するという事で、県の方も動くということに決まっています。従って町の方が先に認定をしたということになります。将来的に町道を全体的に見直すということが、今後出てくる可能性はゼロではありません。今のところ旧県道を町道にして、そのまま町道管理をしていくこととなります。

また、選択肢は町道となります。県はもちろん代替えを作ったわけですから、それは選択肢として受けます。そうしないと山持ちの方が、山の施業ができなくなります。との答弁がありました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 6 号の 6 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 ここで暫時休憩します。

休憩 9 時 9 分

再開 9 時 10 分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第 1 号から議案第 6 号まで一括して行います。一括して討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、お諮

りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町高齢者福祉複合施設いらお苑の設置及び管理に関する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町指定管理者の指定について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、町道路線の変更についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで暫時休憩します。

休憩 9時14分

再開 9時19分

○議長 休憩を閉じて会議を続行いたします。

日程第 8 議案第 7 号から日程第 11 議案第 10 号

○議長 日程第 8、議案第 7 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)から、日程第 11、議案第 10 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 4 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、引き続きまして、議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告致します。

議案第 7 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。まず、歳出の方から審議を致しました。

2 款、総務費、ホームページ作成手数料。ホームページ作成の目的ですが、どんなことを企画され、どんなものを作られる予定なのか、お聞かせください。の質疑がありました。

これに対し、これは、阿武町暮らし支援センター「通称：しばの」の単独ホームページ作成費用です。町が作った場合にはいろいろなカスタマイズとかを、構築していかないといけない部分があります。まずは阿武町暮らし支援センターのホームページを作って、町のホームページでは発信できない、いろいろな民間活動に近づいた部分を、中に取り組んだりしながら、発信をしていきます。との答弁がありました。

2 款、総務費、農集施設使用料、参加者住居賃借料。創生特別事業費の中で、1/4 ワークスへの費用がありますが、用途は具体的どのようになっていますか。の質疑がありました。

これに対し、1/4 ワークスの営業の仕組みで、今年度は福賀のスイカ・梨ということでそれぞれ 3 人の募集をかけました。実際のところ、九州の方から男性 1 名と、大阪の方から女性 1 名の 2 人からありました。スイカが希望ということなので、職場が近い宇生賀内で物件を探しました。空き家の状態は、水道管が破裂していたり、ボイラーが壊れて修繕をしないと使えない状態であり、これに費用がかかりました。との答弁がありました。

7 款、商工費、道の駅入り口改良工事。入り口の分離帯改良について、詳細をお聞かせください。の質疑がありました。

これに対し、道の駅に入る所に、左右両側に島みたいに作った分離帯があります。道の駅から出る車で、特に萩方面に向かう車が、出れるだけ出ますので、益田方面からくる車に接触する恐れが発生をします。また、益田方面から、道

の駅に入ろうとする車が、それを避けて大回りして入った時に、よく見えなくて分離帯にあたる。という話を聞いております。発祥交流館の前の駐車場枠を、若干道の駅側に広げて、車を誘導していきたいと考えています。との答弁がありました。

7 款、商工費、ちびっ子広場フェンス設置工事。これは「打てば響く」の対応事例です。ちびっ子広場から、ボール等の遊具が国道に飛び出ると、自動車を運転する側に危険であるし、また幼児等が国道に拾い出たら、もっと大変なことになるので、対処して欲しいことを伝えたら、即に対応して頂きました。併せて、フェンス設置工事の予算も取って頂きました。対応がすごく早かったのを、住民の方が感心をして褒めておられました。と、お聞きしました。と、住民の方から、喜びの声がありました。

8 款、土木費、水道技術管理者資格取得講習会受講料。資格習得講習会に、施設課のどなたがいかれますか。の質疑がありました。

これに対し、異動できました職員が行く予定であります。今まで、おりました担当職員が、総務課の方に行くことになりました。今度新しくきました職員が、免許がないということで行くことになります。との答弁がありました。

10 教育費、阿武スイムラン補助金。この競技の決まった経緯はどうなっていますか。今から、ボランティア等を募集しているということですが、町民の理解はどこまで進んでおりますか。また、夏祭りに合わせてするとのことですが、イカダ競技があります。これとの関係でイカダ競技はどうなりますか。の質疑がありました。

これに対し、最初に話がもちあがったのは、今年の 2 月末であります。地域おこし協力隊がおりまして、この隊員がトライアスロンをしているということで、トライアル連合の事務局と話しをしました。町の方に、オファーが連合の方からありまして、是非、海の綺麗な阿武町で、にぎやかな道の駅で、イカダ

大会があるということで、人のたくさん集まるところの、阿武町で是非ともやりたいということでした。夏祭り実行委員会、イカダ大会の関係者とも協議の上、「やろうではないか」ということになりました。競技の申し込みは先月から始まっています。今のところ 30 人の応募があり、目標としては 70 人以上にしています。県の大会であります、トライアスロン全国大会の県予選も兼ねての大会でもあります。

また、町としては何かの形として、本物にしていきたい。今回は初めてなので、阿武町もこうしたスポーツイベントが、県レベルの予選会としてはありません。是非、話があった時に、これに乗っておくべきだろう。また道の駅周辺の整備を含めた中で、チャンスの時は挑戦していくという思いでありました。との答弁がありました。以上、歳出の方は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、歳入の審議に入りました。歳入については、質疑もなく、歳入は原案のとおり、可決すべきものと決しました。他に、質疑もなく議案第 7 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 9 号、平成 30 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 10 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）の審議に入りました。特に、質疑もなく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 7 号から議案第 10 号の 4 件について、審議の内容と結果の、報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案第 7 号から議案第 10 号まで一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により、一括して行います。お諮りします。

議案第 7 号、平成 30 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)から議案第 10 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 4 件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第 7 号から議案第 10 号までの 4 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩とします。9 時 45 分から全員協議会を開催しますので、資料を持って、委員会室の方へお願いします。

休 憩 9 時 31 分

この間、全員協議会

再 開 10 時 33 分

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、6 月 21 日から本日までの 7 日間の全日程を終了しました。これにて、平成 30 年第 3 回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 10 時 34 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 池 田 倫 拓